



平成 30 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 K I ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 山口 常雄
(コード番号 6747 東証第 2 部)
問合せ先 取締役 若林 秀和
(TEL 045-826-6711)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき下記の通り単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、投資家の皆様の利便性向上のため、全国証券取引所が「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の投資単位を 100 株に統一することを目指していること等に鑑み、単元株式数を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(ご参考) 平成 30 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新設)	第 2 章 株式 (単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>附則</u> 第 1 条 第 7 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。 第 2 条 本附則はその効力発生後、削除する。

以 上